第2次白石町総合計画

計画期間:平成27年度~平成32年度

(素案)

※『素案』とは、総合計画策定委員会や総合計画審議会におけるたたき台 又は策定途中の状況を整理するために、この次の段階である『案』にな る前の大まかな内容を示すものとして作成しています。ただし、基本計 画の文章については原案に近いものとしています。

最終的な計画書の構成や分かりやすい記述の説明などを含めて、ある 程度内容が固まった段階で、『案』としてお示しします。

序論 第2次白石町総合計画策定にあたっ て

1 現行の白石町総合計画

現行白石町総合計画は、平成16年3月に白石・福富・有明3町合併協議会で策定された「新町まちづくり計画(新町建設計画)」(計画期間:平成17年度~平成26年度)を引き継いで、平成18年3月に策定されました。計画期間は、平成18年度から平成26年度までです。

2 総合計画策定の意義

平成23年8月1日に地方分権改革による「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、 改正地方自治法が施行され、基本構想の策定義務に関する規定が削除されました。これは、 市町村の計画のあり方自体も市町村の責任や裁量で決定すべきこととされたものです。

本町においては、引き続き総合計画を<u>『白石町が目指すまちの将来像を掲げ、その実現のための政策・施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていくために、町民と行政が共有すべき白石町の最上位計画』</u>と位置付けて、今後も策定していきます。例えれば、船が目的地に向かって安全に航海していくための航海図の役割を担うものにしようということです。

なお、本町においては、平成23年12月1日に白石町議会基本条例が施行され、その第11条で、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更などとする」とされています。

3 第2次白石町総合計画策定の基本的な考え方

今回策定する第2次白石町総合計画は、基本的に現行白石町総合計画をベースとして、 社会情勢の変化及び法制度などの改正、現行計画の検証結果、平成25年度に行った町長 と語る会や日頃からの行政に対する町民の意見要望、町議会の意見並びに町長の政策を反 映させて策定します。

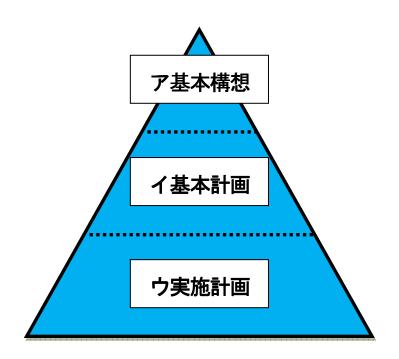
4 第2次白石町総合計画のポイント

(1) 町民に分かりやすく、必要とされる計画とするために

①計画構造の簡素化

本町の現行総合計画は、平成23年8月1日の改正前までの地方自治法第2条第4項で、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていたこともあり、次のような考え方に基づき基

本構想、基本計画及び実施計画の3層構造にされていました。



- ア 基本構想…行政運営の基本的な理念や方向性や目標を示し、町民、議会、町が共有 すべきもの(公共計画)で、議会議決が必要。計画期間10年間。
 - ※全国的には、計画期間は10年間が多く、15~30年間のものもあります。
- イ 基本計画…基本構想に基づき実施する施策を示し、町長の政策を反映させるべきも ので、町長が策定し(行政計画)、議会議決は不要。 (町議会への説明はあり。) 当初の計画期間は10年間。計画期間中途の平成22年度に後期基本計画として見 直し。
 - ※全国的には、前期5年間、後期5年間の計10年間が多く、基本構想と同じ期間に するところもあります。
- ウ 実施計画…基本構想や基本計画に基づき実施する具体的な事業を示すもので、町長 が策定(行政計画)し、議会議決は不要。(町議会への説明はあり。)計画期間は、 3年間のローリング方式(現状と計画のズレを補うために、毎年度計画の更新を行 い、事業の見直しや一部修正により調整すること。)
 - ※全国的には、3年間ローリング方式が多く採用されています。

また、他の市町村の総合計画では、、「現在の課題」、「基本理念」、「基本的な考え方」、「将 来都市像」、「めざすまちの姿」、「まちづくりの目標」、「施策の大綱」、「基本方針」など、 たくさんの記述があり、非常に難解になっています。また、非常にページ数も多いため、 わざわざ概要版を作成することなどが行われています。

以上のことや2で述べた地方自治法の改正なども考慮して、**第2次白石町総合計画にお** いては、基本構想と基本計画を一体化した基本計画と実施計画の2層構造として、構造及 び内容を簡素化します。基本計画は、町議会に提案し、議決を受けます。

②計画期間の見直し

現行総合計画の計画期間は平成18年度から平成26年度までの9年間でしたが、この間にリーマンショックや政権の交代による大幅な政策の変更、東日本大震災などをはじめとする大規模災害の発生など、従来予期しなかった事象も発生しており、社会情勢の変化や各種法制度などの改正も激しいものとなっています。

こうした変化に対応することや町長の任期と連動させるために、第2次白石町総合計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に、大きな社会情勢の変化や計画と現実との大きなかい離がある場合や町長の交代など、必要な場合には計画期間中でも見直しができることとします。

なお、総合計画には中長期的な計画期間が求められることもありますが、本町の総合計画では、白石町の目指す姿(基本理念)の実現に向かって、この計画期間の6年間に行う方策を明らかにするものです。

また、第3次白石町総合計画以降については、4年間とする予定ですが、第2次白石町総合計画の進捗状況などを見ながら検討します。

実施計画については、引き続き計画期間を3年間とし、ローリング方式とします。

③取組の明確化

現行の総合計画では、個々の事務事業が、400以上もあり、膨大なものとなってしまうことや、国県補助事業などの事業名が2~3年で変わってしまうもの、1・2年だけ実施される事業もあるため、主要部分の取組についてのみ記載していましたので、全体的な取組が見えにくいところがありました。

また、平成18年度以降の予算要求の際にも総合計画上の位置付けを確認することになっていましたが、総合計画に記載のない事務事業もありました。

以上のことから、第2次白石町総合計画では、各分野毎に全体的な取組を網羅するように、『主な取組』の記載項目を増やしています。

4見やすく、分かりやすい内容

長文になりがちな文章形式から、なるべくコンパクトな箇条書き方式で、分かりやすい言葉で記します。また、一々別ページの用語説明をめくる必要がないように、なるべく() 書きや同じページ内で説明します。

⑤目標の明確化

事務事業の進捗状況管理や評価を行うためには、目標の明確化が必要です。施策や事務 事業の内容によっては設定が困難なものもありますが、可能なものについては成果指標の 設定や数値化を行います。

⑥予算編成との連動

法制度の複雑化や町民二一ズの多様化などにより、年々行政の役割は拡大し、限られた 財源や職員のなかでは、全てを同時に行うことは非常に困難になっています。

従来事務事業の担当課が予算要求をするには、総合計画に位置付けられていることが要件となっていることが前提でしたが、総合計画のなかでの重要性や優先順位などを考慮したものとはなっていませんでした。

今後の次年度予算編成においては、総合計画上の優先度や進捗状況を考慮した年度毎の「重点項目」を設けた予算要求基準を示すことにより、予算の重点配分を行い、総合計画の達成を図ります。

⑦総合計画の進捗状況管理と評価

従来、策定後の計画進捗状況については毎年議会にのみ報告していたため、町民の監視が届かないものになっていました。

これからは、現在主に本町の行財政改革に関する調査審議をしていただいている白石町 行財政調査委員会へ総合計画の進捗状況や評価についても報告し、これに対する町民の立 場での意見などをいただき、そのうえで、議会に対しても報告することにより、総合計画 推進へ反映させます。

※行財政調査委員会の委員定数は10人、任期2年。平成26~27年度の委員10人の うち、5人の方々が総合計画審議会委員です。

(2) その他

これまで町で作成する各種計画書は、計画書自体の作成や印刷製本を事業者に発注して、 きれいなデザイン、装丁で、上質の用紙を使用し、大部数を印刷していましたが、今回は 計画書の記載内容作成も職員による手作りです。町政要覧などの広報資料とは異なります ので、なるべく写真やイラストを省き、印刷についてもきれいな装丁などは行わず、町の 印刷機で最低限の必要部数のみ印刷します。もちろん、現行白石町総合計画と同じく町の ホームページで公開し、閲覧やダウンロードできるようにします。

基本計画

第1 総合計画策定の基礎的条件の見通し

1 総人口推計

平成32年に22,836人。(コーホート要因法による推計)

従来総合計画では人口増を前提とした計画目標を設定してきましたが、総合計画の目標人口は、行政における各種計画の基本となるため、過大な投資へつながることになりかねません。日本全体の人口が減少するなか、本町だけがこれを免れるには多大な財源と労力を必要とするものと思われ、現実的ではないため、目標ではなく総人口を推計します。ただし、人口減少を悲観することなく、現実として受け止め、子育て支援や定住促進などの施策により、なるべく人口減少のスピードを緩め、歯止めをかけることに努めます。

2 世帯数推計

平成32年に7.196世帯。(コーホート要因法による推計)

3 年齢別人口推計

平成32年における年少人口(0歳~14歳)2,708人(11.9%)、生産年齢人口(15歳~64歳)12,090人(52.9%)、老年人口(65歳以上)8,038人(35.2%)。(コーホート要因法による推計)

4 就業人口推計

平成32年の就業人口12,615人。第1次産業就業人口3,310人(26.2%)、第2次産業就業人口2,218人(17.6%)。第3次産業就業人口7,087人(56.2%)。(近似式による推計)

第2 基本理念

人と大地が うるおい 輝く 豊穣のまち

人

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが 生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち

大地

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち

うるおい 輝く

地域の基幹産業である農業、水産業、商工業の振興による活力のあるまち

平成16年3月に白石・福富・有明3町合併協議会が策定した新町まちづくり計画及び現行白石町総合計画にも示された基本理念を、第2次白石町総合計画でも継承し、『人(人間)と大地(自然環境)が共生し、快適で豊かな<u>うるおい</u>を持つまちづくりを行い、さらに、人・物・情報の積極的な交流を深めることによって、ますます**輝く豊穣のまち**』を目指します。

第3 まちづくりの大綱

基本理念である、『人と大地が うるおい 輝く 豊穣のまち』の実現のために、まちづく りの大綱を定めます。

基本理念

人と大地が

うるおい

輝く

豊穣のまち

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第1節 生活基盤の充実

第2節 災害に強く安全・快適安心な生活環境の整備

第3節 体系的な交通網の整備・充実

第4節 情報通信ネットワークの整備・充実

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第1節 子育て支援の充実

第2節 地域・高齢者・障がい者福祉の充実

第3節 保健・医療体制の充実

第4節 地域で支える福祉の充実

第54節 社会保障の充実

第65節 人権の尊重

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第1節 農林水産業の振興

第2節 商工業の振興

第3節 観光の振興

第4節 新たな地域活力の創出

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

第1節 個性豊かで優れた人材の育成

第2節 生涯学び楽しめる環境の充実

第3節 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

第65章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

第1節 緑の保全や創出

第2節 環境にやさしいまちづくり

第56章 参加と交流で築く開かれたまち【町民参加】

第1節 参加と交流の促進

第2節 健全な行財政運営の推進

第4 まちづくりの取組

まちづくりの大綱の実現に向けた取組の内容(施策)を示します。

- ※主な取組欄の【 】書きは、役場の推進担当課(室・局を含む)
 - ・全課…取りまとめ担当課はないものの、全部又はほとんどの課のそれぞれの業務で取り組む場合
 - ・〇〇課ほか…取りまとめ担当課とその他の関係する担当課がある場合
 - 〇〇課…その課のみで担当している場合
- ※今後の組織機構改革などで、担当課の名称などが変更されたときは、新しい担当課に読み替えます。

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】 第1節 生活基盤の充実

≪現況と課題≫

- 〇人口減少が進行しています。
- ○まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とその実践が求められています。
- ○農業振興地域であり、町の基幹産業である農業の振興のため、農地の保全が必要です。
- 〇定住促進対策としての住宅地や事業用地の確保が必要です。
- ○有明海沿岸道路の開通による土地利用の変化や事業用地などへの乱開発が心配されます。
- 〇町営住宅が老朽化しています。
- 〇より安全で安心な水道水の安定供給が必要です。
- ○生活雑排水による水路の汚濁が問題となっています。

≪めざすべき方向≫

- ●人口減少を現実として受け入れ、町として持続していけるよう、急激な人口減少を抑制する各種取組の実践
- ●少子化対策・子育て支援などと組み合わせた定住の促進
- ●計画的な土地利用の推進
- ●住宅対策の充実
- ●公共施設の再配置によるコンパクトシティ化
- ●上水道の整備
- ●下水道などの整備

- 1 転入者の増加・転出者の減少のための取組【企画財政課ほか】
- 2 結婚推進対策の実施【企画財政課】
- 3 増加している空き家に対して、防犯、防災、環境面からの管理対策の実施と有効 活用の取組【総務課、企画財政課、生活環境課】
- 4 国土利用計画策定及び都市計画の策定による無秩序な開発の規制、住宅用地などの確保及びコンパクトなまちづくりの推進【企画財政課、建設課】
- 5 地籍調査の成果を用いた地図情報の利活用による行政事務の効率化【建設課】
- 6 町営住宅の計画的な維持管理による長寿命化【建設課】
- 7 老朽化した町営住宅の建替えによる住宅の確保【建設課】
- 8 「白石町水道ビジョン」による水道事業経営の健全化【水道課】
- 9 水道施設の計画的な維持管理及び長寿命化【水道課】
- 10 水道事業広域化の推進【水道課】
- 1 1 「白石町生活排水処理施設整備構想」による下水道整備の推進<u>(目標:汚水処理人口</u> **普及率・平成25年度末現在55.7%→平成32年度69.5%)**【下水道課】

- 12 特定環境保全公共下水道事業の推進【下水道課】
- 13 浄化槽整備の推進(目標:整備基数・平成27~32年度340基)【下水道課】
- 14 下水道施設の計画的な維持管理による長寿命化【下水道課】
- 15 下水道事業経営の健全化及び事務の効率化【下水道課】

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】 第2節 災害に強く安全・快適安心な生活環境の整備

≪現況と課題≫

- ○有明海沿岸に位置し、低平地である本町は、高潮や潮風被害が心配され、宅地、道路、 農地などの冠水を防ぐため、迅速な排水が必要です。
- ○有明海の海岸、六角川及び塩田川などの堤防決壊による浸水や冠水が心配されます。
- 〇消防・救急・水防体制は、常備消防である杵藤地区広域市町村圏組合消防本部と非常備 消防である白石町消防団により構成されています。
- ○消防団員の確保が問題となっています。
- ○救急・救命の面では、出動回数が増加しており、高齢化に伴い体制充実が必要です。
- ○国道、県道や町道などを抱え、通行の安全対策などが必要です。
- ○通学路の安全確保が必要です。
- ○詐欺や組織犯罪、青少年犯罪の防止が必要です。
- 〇地盤沈下対策のために造られた施設等の整備、維持管理が必要です。
- ○気象の変化により、短時間豪雨による土砂災害の危険性が増大しています。
- 〇山間部においては急傾斜地もあり、豪雨等による地滑り等の自然災害が発生しやすい危 険個所もあります。

≪めざすべき方向≫

- ●災害対策のための施設や体制の整備
- ●常備消防の充実
- ●非常備消防の充実
- ●交通安全啓発活動の充実
- ●通学路交通安全プログラムの推進
- ●防犯対策のための関係機関との連携、啓発活動の充実
- ●地盤沈下対策の充実

- 1 白石町地域防災計画に基づく防災対策の推進【総務課】
- 2 防災情報伝達手段の多様化(目標:平成28年度まで)【総務課】
- 3 河川・水路などの施設整備【建設課、農村整備課】
- 4 海岸保全事業の推進【建設課、農村整備課】
- 5 雨水排水施設及び体制の整備【建設課、農村整備課】
- 6 地すべり防止対策及び土砂災害防止対策の実施【農村整備課、建設課】
- 7 消防団活動の充実と団員の確保【総務課】
- 8 常備消防との連携強化【総務課】
- 9 自主防災組織の組織化推進(目標:組織率・平成25年度17%→平成32年度50%)

【総務課】

- 10 白石町交通安全対策協議会を中心とした交通安全対策の推進【総務課】
- 11 白石町通学路交通安全プログラムに基づく取組【学校教育課、総務課、建設課】
- 12 交通安全教室の開催及び交通安全指導の充実【総務課】
- 13 関係機関・団体と連携した防犯活動及び広報・啓発活動の推進【総務課】
- 14 県営地盤沈下対策事業との連携【農村整備課】

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】 第3節 体系的な交通網の整備・充実

≪現況と課題≫

- ○国道207号の4車線化や有明海沿岸道路の整備、町内世帯での自動車保有の増加により、交通量が増加しています。
- ○幅員の狭い道路での離合が困難な箇所があります。
- 〇小中学生の交通安全確保のため、通学路での歩道整備が必要です。
- ○道路や橋りょうの老朽化が心配されます。
- 〇県道武雄福富線及び国道444号の路線バスが廃止され、国道207号の路線バスも利用者の減少により不採算路線となっています。
- 〇高齢者などの交通弱者のための通院や買い物などの足として、また通勤・通学している 人のために身近な交通の確保が必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●広域的な視点による、町内の国道、県道、町道などの接続を考慮した道路網の整備
- ●生活道路などにおけるバリアフリー化や児童生徒や高齢者などに配慮した道路環境整備
- ●長期計画による道路施設や橋りょうの維持管理と長寿命化
- ●身近な交通手段の確保

- 1 有明海沿岸道路の事業促進【建設課】
- 2 広域道路網の整備促進【建設課】
- 3 計画的な町内道路網の整備【建設課】
- 4 交通安全施設の整備【建設課】
- 5 道路、橋りょうの計画的な維持管理による長寿命化【建設課】
- 6 廃止路線バスの代替運行【企画財政課】
- 7 コミュニティータクシーの運行【企画財政課】

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第4節 情報通信ネットワークの整備・充実

※広報紙、ホームページ、ケーブルテレビについては、行政情報の発信、町のPR、情報化 などの面から、第6章第1節参加と交流の促進及び同第2節健全な行財政運営へ移します。

※防災行政無線については、災害対策の面から、第1章第2節災害に強く安全・安心な生活 環境の整備に移します。

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第1節 子育て支援の充実

≪現況と課題≫

- ○核家族化や人口減少により少子化が進んでいます。
- ○乳幼児・児童を取り巻く生活環境が大きく変化しています。
- ○保護者の子育で環境に対する要望は多様化しています。
- ○乳幼児・児童の健全な育成を目指して、細やかな児童福祉施策を検討する必要があります。

 す。
- ○乳幼児・児童を抱えるひとり親家庭などの増加傾向もみられ、就業・育児環境において も多くの課題があります。
- 〇将来の本町を支える子どもたちを、産み育てやすい環境の整備が必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●定住促進対策と組み合わせた少子化対策と子育て支援
- ●新たな子ども・子育て支援制度への対応
- ●保育ニーズの多様化への対応
- ●より高い幼児教育と保育をはじめとした子育て支援
- ●ひとり親家庭などへの支援
- ●養育支援の必要な家庭等への支援

- 1 子育て家庭への経済的負担やその他の負担の軽減【保健福祉課、学校教育課】
- 2 子ども・子育て支援制度への取組
- 3 保育園の民営化【保健福祉課】
- 4 保育園等での休日保育実施、障がいのある幼児の受入れ実施【保健福祉課】
- 5 広域入所の実施【保健福祉課】
- 6 学童保育の充実【保健福祉課】
- 7 子育て相談・親子交流の場の提供【保健福祉課】
- 8 乳幼児の一時預かりの実施【保健福祉課】
- 9 地域ぐるみの子育て支援の促進【保健福祉課】
- 10 ひとり親家庭などへの支援【保健福祉課】
- 11 家庭支援員等の訪問事業の実施【保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第2節 地域・高齢者・障がい福祉の充実

≪現況と課題≫

- ○高齢化や核家族化が進行しています。
- 〇高齢者や障がいのある人が本町で暮らしてよかったと感じられ、安心して過ごせるよう な福祉サービスが求められています。
- 〇寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用者 及び介護保険給付費が増加しています。
- 〇住み慣れた家庭や地域で暮らせるように、保健・医療・福祉の連携を図りながら、介護 世帯の負担を軽減する福祉サービスが必要とされています。
- 〇介護予防や健康づくり、生きがいづくりのための生活支援サービスがより重要になってきています。
- ○障がい福祉サービスを必要とする障がい者の増加に伴い、障がい福祉サービスの利用者 及び給付費が増加しています。
- ○障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 が求められます。

≪めざすべき方向≫

- ●地域ぐるみの福祉の推進
- ●高齢者の生きがいづくりの推進
- ●高齢者の介護予防の推進
- ●高齢者の在宅福祉の充実
- ●高齢者への介護サービス等による生活支援
- ●障がい福祉サービスの充実
- ●障がい者の自立した日常生活及び社会生活の推進

- 1 白石町地域福祉計画に基づく、町民相互の思いやりと助け合いに支えられた地域福祉の形成【保健福祉課】
- 2 医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア団体との連携【保健福祉課、長寿社会 課】
- 3 社会福祉協議会との連携【保健福祉課、長寿社会課】
- 4 白石町高齢者福祉計画に基づく、総合的な福祉の充実【長寿社会課】
- 5 地域包括支援センターを中心とした地域ケアネットワークの充実【長寿社会課】
- 6 高齢者が主体的に関わる介護予防事業の推進【長寿社会課】
- 7 高齢者の社会参加の環境づくり【長寿社会課】
- 8 介護保険制度の理解を深めてもらうための啓発【長寿社会課】

- 9 白石町障害福祉計画に基づく総合的な支援【長寿社会課】
- 10 障がい福祉サービスによる支援【長寿社会課】
- 11 障がい者への相談支援【長寿社会課】
- 12 障がい者への地域生活支援事業の推進【長寿社会課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第3節 保健・医療体制の充実

≪現況と課題≫

- ○晩婚化、少子化、共働きの増加などにより社会が変化しています。
- ○妊娠、出産、子育てへの環境づくりが課題となっています。
- 〇成人をめぐる健康問題も変化し、生活習慣病などの病気の予防が課題となっています。
- ○元気で長生きを目標に、病気の早期発見・早期治療に対する健康意識の向上が必要です。
- ○救急医療、専門医による医療などの体制整備も必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●町民の生涯を通した健康生活の実現
- ●乳幼児の健やかな成長発達
- ●食で育む心豊かで健康な身体
- ●医療体制の充実

- 1 白石町健康増進計画に基づく各種母子保健、成人保健事業の実施【保健福祉課】
- 2 白石町食育推進計画に基づく食生活改善及び食育の普及推進の実施【保健福祉課】
- 3 地域医療体制の整備【保健福祉課】
- 4 関係団体、医療機関との連携【保健福祉課】
- 5 きめ細かな保健指導及び相談の実施【保健福祉課】
- 6 心と身体の疾病予防対策実施【保健福祉課】
- 7 妊産婦、乳幼児を取り巻く環境整備と相談活動の充実【保健福祉課】
- 8 感染症などへの予防対策、広報活動の実施【保健福祉課】
- 9 妊娠を望む人への支援【保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第4節 地域で支える福祉の充実

※第2章第2節高齢者・障がい者福祉の充実に移し、合せて地域・高齢者・障がい者の福祉としました。

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第54節 社会保障の充実

※介護保険関係については、第2章第2節地域・高齢者・障がい者福祉の充実に移しました。

≪現況と課題≫

- ○低所得者の経済的自立と生活の安定が必要です。
- ○国民健康保険への加入者の割合が高い状況です。
- ○国民健康保険は、医療の高度化や高齢化などにより医療費が増加傾向にあります。
- ○国民健康保険財政の健全化を図るためにも、国民健康保険税の収納確保や健康づくり事業の実施による医療費抑制対策を推進する必要があります。
- ○国民年金制度の納付率が低下しています。
- ○後期高齢者医療制度財政の健全で安定した運営が必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●低所得者への相談体制の充実
- ●国民健康保険事業の安定運営
- ●国民健康保険医療費の適正化
- ●国民年金の納付促進
- ●後期高齢者医療制度の財政安定化

- 1 低所得者について、関係機関との連携、就労支援や相談などの実施【保健福祉課】
- 2 国民健康保険制度の現状や制度についての広報・啓発活動の充実【住民課】
- 3 国民健康保険制度について、健康づくり事業との連携を図り、人間ドック健診、脳ドック健診、健康相談、健康教室などの予防事業の充実【住民課、保健福祉課】
- 4 国民健康保険税の収納確保【住民課、税務課】
- 5 国民健康保険被保険者の医療機関受診状況などの点検実施【住民課】
- 6 日本年金機構との連携による啓発及び保険料減免・納付猶予制度の周知【住民課】
- 7 後期高齢者医療制度の現状や制度についての広報・啓発活動の充実【住民課】
- 8 後期高齢者の健康保持増進を図るための定期健診、人間ドック健診などの予防事業【住 民課、保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】 第65節 人権の尊重

≪現況と課題≫

- 〇町民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、お互いの人権を尊重し合い、守り 合うことが必要です。
- 〇同和問題、性別、子ども、高齢者や障がいのある人などに関する人権問題があります。
- 〇地域のなかで様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが 求められています。
- 〇職場、家庭、地域において、男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

≪めざすべき方向≫

- ●人権・同和教育啓発活動の推進
- ●男女共同参画社会の推進

- 1 人権啓発活動の推進【総務課、生涯学習課】
- 2 学校、企業団体などでの人権・同和教育の推進【総務課、生涯学習課】
- 3 第2次白石町男女共同参画プランの推進【企画財政課】
- 4 女性活躍の推進【企画財政課ほか】
- 5 役場管理職員への積極的な女性の登用【総務課】
- 6 DV被害者支援計画に基づく相談体制の充実【企画財政課ほか】

第3章 活気と魅力ある豊かなまち【産業の振興】 第1節 農林水産業の振興

≪現況と課題≫

- 〇本町は、農業を基幹産業として米・麦・大豆をはじめ、園芸作物などの安定的な生産により発展してきました。
- ○長期にわたる米価の低迷や生産調整の実施が行われてきています。
- ○輸入作物との競争が激化しています。
- ○農林水産業全般の従事者の高齢化及び後継者不足が深刻化しています。
- ○有害鳥獣による被害が深刻化しています。
- 〇畜産業の経営安定化が必要です。
- 〇環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の関税撤廃などによる国内農林水産業への影響が懸念されます。
- ○農業生産基盤施設の整備や維持管理が必要です。
- ○林業における木材価格・木材需要・収益性の低下が問題となっています。
- 〇水産業においては、海苔養殖が本町水産業の基幹事業となっていますが、価格低迷、設備経費の増大、有明海の環境悪化が問題となっています。

≪めざすべき方向≫

- ●農業における国・県・農業団体との連携強化
- ●集落単位の営農体制の整備
- ●意欲と能力のある多様な担い手の育成
- ●担い手への農地集積と集約化
- ●農作業の効率化、コスト削減
- ●農産物の生産性の向上や高品質化
- ●条件不利地域での農業生産の維持
- ●家畜の防疫体制の整備
- ●土地改良施設などの整備
- ●水源涵養や地球温暖化の防止を視野に入れた森林保持
- ●水産業の生産性の向上と生産・流通・加工を通じた体制づくり
- ●つくり育てる水産業の振興
- ●農林水産業全般での販売促進の強化
- ●観光との連携

- 1 需要に即した計画的な「売れる米・麦・大豆づくり」【産業課】
- 2 集落営農組織、複数個別経営体の法人化(目標:組織数・平成26年度1組織→平成32年度30組織)【産業課】

- 3 農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化【産業課】
- 4 「人・農地プラン」の見直し【産業課】
- 5 国・県・農業団体との連携による農業支援体制の強化【産業課】
- 6 新規就農者の育成・確保(目標:新規就農者・年間25名)【産業課】
- 7 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保・保全【産業課】
- 8 効率的な農業生産技術の導入や作付の集団化【産業課】
- 9 米、麦、大豆をはじめ野菜、花き、畜産など各作物の高品質化とブランド化【産業課】
- 10 新たな特産品の開発【産業課】
- 11 有害鳥獣対策の拡充【産業課】
- 12 中山間地域での農業生産活動への支援【産業課】
- 13 土地改良施設、農道の整備【農村整備課】
- 14 農業用水の安定確保【農村整備課】
- 15 白石町森林整備計画に基づく森林資源の保全【農村整備課】
- 16 林道などの生産基盤の整備【農村整備課】
- 17 有明海の代表的な海産物である海苔の品質向上【農村整備課】
- 18 水産物の稚魚や稚貝の放流【農村整備課】
- 19 新たな海産物栽培技術導入【農村整備課】
- 20 水産資源の回復・拡大と経営基盤の強化【農村整備課】
- 21 特定漁港漁場整備計画に基づく、漁港や水産関連施設の整備【農村整備課】

第3章 活気と魅力ある豊かなまち【産業の振興】 第2節 商工業の振興

≪現況と課題≫

- ○本町の商業は、中心地と言われるエリアがなく、散在化の傾向があります。
- 〇商店街においては、家族経営などの小規模店舗が多く、店主の高齢化や後継者不足も問題となっており、休業・廃業店が増加する傾向がみられます。
- 〇町内や近隣市町に大型店の進出、ネットショッピングなどにより、町民の消費意欲流出 の傾向が大きくなっています。
- 〇用地・交通基盤、用水確保及び農地転用などの問題があることから、企業誘致が厳しい 状況にあります。
- 〇本町の特性に合った企業誘致や地場産材加工業などの育成も求められます。
- ○勤労者の生活の安定確保が必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●消費活動の多様化、個性化に対応できる経営者の育成
- ●商店街の再編
- ●商業者の組織化
- ●本町の地域特性に合った企業誘致活動
- ●地産地消を可能とする企業の育成
- ●地域と密着した商工業の振興
- ●勤労者への支援

- 1 商業経営者育成の支援【産業課】
- 2 地域商業団体の育成【産業課】
- 3 地域に密着した魅力ある商店街の振興【産業課】
- 4 既存企業の育成・支援【産業課】
- 5 地元の特産物を生かした農水産加工業の育成【産業課】
- 6 国、県、周辺市町との連携による企業誘致の推進【産業課】
- 7 誘致企業選定のための調査研究【産業課】
- 8 勤労者の福利厚生などへの支援【産業課】

第3章 活気と魅力ある豊かなまち【産業の振興】 第3節 観光の振興

≪現況と課題≫

- 〇本町では、これまでにも温暖な気候に恵まれた自然や有明海を活かした多くの開発・イベント企画などが推進されてきました。
- ○観光資源の多様化に対応し、自然回帰、ゆとり・癒しなどと言われるような観光・レク リエーション対する観光資源の開発を推進する必要があります。

≪めざすべき方向≫

- ●自然や有明海などの特性を活かした観光の推進
- ●農林水産業との連携
- ●地場産品などを活用した観光産業の定着

- 1 有明海、白石平野、杵島山などの豊かな自然や歴史・文化などの観光資源のネットワーク化【産業課ほか】
- 2 特産物を活かした観光ルートの開発【産業課】
- 3 他の市町村との連携による観光ルートの開発【産業課】
- 4 地域の資源を活かしたイベントの開催【産業課ほか】
- 5 町内外への積極的なPR活動による交流人口拡大【産業課ほか】

第3章 活気と魅力ある豊かなまち【産業の振興】 第4節 新たな地域活力の創出

≪現況と課題≫

- 〇本町産業の基軸である第1次産業は、農家・漁家数の減少や従事者の高齢化が進んでいる状況にあり、第1次産業算出額も減少傾向となっています。
- 〇工業や商業においても、平成20年のリーマンショック以降は、デフレや消費の落ち込 みなどの影響により、製造出荷額や商店の販売額も伸びていない状況です。
- 〇町全体においても、人口減少や高齢化が進み、平成22年度には過疎地域の指定を受けるなど、地域や産業の活性化が叫ばれている状況にあります。
- 〇農作物の生産に留まらず、加工や販売も合わせた総合産業化により各産業がともに活性 化することが必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●各産業相互の活性化
- ●第1次産業を基軸にした農作物などの付加価値の向上
- ●農業者などによる6次産業化
- ●農業者などと商工業者が連携する6次産業化

- 1 6次産業化に取り組む意欲的な農業者など及び商工業者の起業に対する支援【産業課】
- 2 6次産業化に関する情報発信、販路開拓、補助事業活用などへの相談・指導【産業課】
- 3 6次産業化法及び農商工など連携促進法に基づく計画認定支援【産業課】
- 4 道の駅の整備(目標:平成29年中オープン)【産業課、建設課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】 第1節 個性豊かで優れた人材の育成

≪現況と課題≫

- ○児童生徒・保護者、町民の教育に対する二一ズが多様化しています。
- 〇郷土を愛し、次代を担う人材を育成するために、個性や才能を伸ばす教育活動の展開が 必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●次世代を担う人材の育成
- ●生涯を通じ社会を生き抜くための教育の推進
- ●子ども・子育て、幼児教育の質の向上
- ●学校教育における自ら学ぶ意欲・態度と社会変化に対応できる能力の育成
- ●学校教育における基礎基本学習の習得
- ●一人ひとりの個性と創造力を伸ばす学校教育の推進
- ●心身ともに健全で豊かな人間性を育む学校教育の推進
- ●グローバル化や情報化などの変化に即した学校教育の推進
- ●地域住民の学校支援や学校運営への参画の推進
- ●学校教育環境の充実
- ●青少年の健全育成

- 1 幼児の心身の健全育成【学校教育課】
- 2 個性を最大限に発揮する、次世代を担う人材育成【学校教育課】
- 3 確かな学力の育成【学校教育課】
- 4 特別支援教育の充実【学校教育課】
- 5 グローバル化に対応した国際理解力の向上【学校教育課】
- 6 児童生徒の体力の向上【学校教育課】
- 7 学校教育における食育・健康教育の推進【学校教育課】
- 8 【CT教育環境の充実【学校教育課】
- 9 安全・安心で効率的な学校運営のための教育環境・施設の整備と充実【学校教育課】
- 10 地域住民に信頼される学校づくりの推進【学校教育課】
 - (1) 小中学校の今後のあり方に関する町民議論の喚起【学校教育課】
 - (2) コミュニティスクールの導入推進【学校教育課】
 - (3) 総合教育会議の設置と協議【町長部局】
- 11 学校・家庭・地域の連携、体験活動等による青少年健全育成【生涯学習課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】 第2節 生涯学び楽しめる環境の充実

≪現況と課題≫

- 〇高齢化の進行や価値観の多様化などの社会変化に適応し、豊かな人生を送るために、町 民の学習意欲や社会参加意欲が高まっています。
- ○「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる幅広い学習機会を提供して、主体 的な町民活動の活発化を支えていくことが求められています。
- ○町民の学習ニーズの把握も進め、生涯学習の視点によるライフステージに応じた魅力ある学習機会を提供する必要があります。
- 〇生涯学習施設が老朽化しています。

≪めざすべき方向≫

- ●町民の自己啓発の支援
- ●生きがいある人生のための学習機会の提供
- ●町民の学習ニーズの把握
- ●関係機関との連携・地域コミュニケーションの推進

- 1 生涯学習施設の整備・充実【生涯学習課】
- 2 学習ニーズに応じたバラエティ豊かな教室・講座の開講【生涯学習課】
- 3 スポーツ競技力の向上を目指した選手や指導者の育成【生涯学習課】
- 4 ニュースポーツの推進【生涯学習課】
- 5 各種スポーツ団体の連携【生涯学習課】
- 6 自治公民館及び社会教育関係団体の活動支援【生涯学習課】
- 7 図書館事業の推進と健全な運営【生涯学習課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】 第3節 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

≪現況と課題≫

- 〇本町では、自治公民館や保存団体を中心に、浮立を代表とする風習・伝統芸能の伝承活動が活発に行われています。
- 〇貴重な、かつ、誇りとすべき各種の文化財が数多くあるにも拘わらず、町民の郷土の歴 史・文化財への関心は決して高いとは言えません。
- ○歴史や文化の素晴らしさを再認識し、地域文化を発展させるために価値ある文化財や、 日常生活の中で育まれてきた文化や伝統を後世に伝え、保存・公開・活用し、郷土白石 への愛着と誇りを育てていくことが求められています。
- 〇町民生活の中に潤いや豊かさを実感できるよう、幅広い文化活動への支援が求められて います。

≪めざすべき方向≫

- ●町民が芸術・文化に感動できる機会の提供
- ●文化財への関心の醸成と保存活用への努力

- 1 文化活動団体などとの連携【生涯学習課】
- 2 町民の文化活動の支援【生涯学習課】
- 3 地域の風習・伝統芸能を保存継承する団体の育成支援【生涯学習課】
- 4 優れた芸術・文化・文化財に接する機会の拡充【生涯学習課】
- 5 新たな文化創造への支援【生涯学習課】
- 6 貴重な文化財の調査と適切な維持管理・公開と活用【生涯学習課】
- 7 歴史に触れられる環境づくり【生涯学習課】

第65章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

※『第1~5章の全てを実現するための体制づくり』という位置付けとして、第5章と第 6章を入れ替えます。

第1節 緑の保全や創出

≪現況と課題≫

- 〇緑豊かで美しい地域の自然環境は、人々の暮らしを育み、町の魅力を高める貴重な資源 となっています。
- ○緑の役割は、町民が快適に暮らすうえで、視覚的な潤いだけでなく、心を癒す効果など の感覚的な機能を持っています。
- 〇これまでにも、公共施設の植栽による緑化などを推進してきています。
- ○農地転用などにより田園の風物としての緑が減少していることは否めません。
- ○憩いと安らぎを感じられる魅力ある快適な環境づくりのため、緑化推進活動に努める必要があります。
- 〇子どもたちの心の中に、川や海、緑に対する優しい気持ちを育むための活動も求められています。

≪めざすべき方向≫

- ●地域に密着した多くの利用者に喜ばれ親しまれる公園整備
- ●町内の豊かな自然を維持する水辺環境の整備の推進
- ●田園の風物詩である緑をはじめとした豊かな自然の保全
- ●町民による積極的な緑化活動の推進

- 1 豊かな自然と生態系の保全に対する普及啓発【農村整備課】
- 2 水辺の自然、親水性への配慮【生活環境課、建設課、農村整備課】
- 3 川の水質や水量への配慮【農村整備課】
- 4 農用地の緑とせせらぎの保全【農村整備課】
- 5 ため池やクリーク、河川などの水辺環境の保全・整備【建設課、農村整備課】
- 6 公園などの整備による緑地・緑化【産業課、建設課、農村整備課】

第65章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】 第2節 環境にやさしいまちづくり

≪現況と課題≫

- 〇本町は、杵島山から有明海までの変化に富んだ地形や平地に広がる農地など、豊かな水と緑あふれる自然環境は、人々の暮らしはもちろん、農業や漁業などに密接な役割を果たしています。
- 〇地球温暖化や廃棄物の増加などの様々な環境問題が今後さらに深刻さを増すことが予想 されます。
- 〇生活環境に配慮した事業活動や町民一体となった環境美化活動の推進や日常生活での取組などが今後一層必要となってきます。
- 〇大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などについても、その解消に向けた 取組体制が必要となっています。

≪めざすべき方向≫

- ●町民、事業者や行政による環境保全活動の推進
- ●地球温暖化防止対策の計画的な推進
- ●地域水環境の保全
- ●3R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)型 ライフスタイルの構築と循環型社会形成の推進
- ●環境教育や環境保全に関する啓発活動の推進
- ●環境ボランティアの育成・支援

- 1 町民や事業所に対する環境保全意識の啓発【生活環境課】
- 2 地球温暖化対策のための緑のカーテン事業などの環境保全活動の実践【生活環境課】
- 3 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などに対する関係機関との連携による監視・指導の推進【生活環境課】
- 4 河川などの水質の調査監視の実施<u>(目標:水質検査適合率・平成25年度66%→平</u>成32年度75%)【生活環境課】
- 5 生活排水処理基本計画に基づく、水質浄化意識の啓発<u>(目標:汚水処理人口普及率・</u> 平成25年度55.7%→平成33年度88.1%)【生活環境課】
- 6 一般廃棄物処理基本計画に基づく、事業の実施【生活環境課】
 - (1)計画的な分別収集
 - (2) 廃棄物の減量化
 - (3) リサイクルなどの適正処理の推進による循環型社会の形成
 - (4)集積場などの施設整備
- 7 白石町新エネルギービジョンに基づく環境配慮型・資源循環型社会の構築【生活環境

課】

- 8 浸水などによる感染病予防【生活環境課】
- 9 不法投棄の防止【生活環境課】
- 10 野外焼却の防止【生活環境課】
- 11 集団狂犬病予防注射の実施による狂犬病の予防(目標:接種率・平成25年度73% →平成32年度80%) 【生活環境課】
- 12 ペットの飼育マナー・モラルの意識・向上【生活環境課】
- 13 家庭や事業活動における省エネルギー行動の推進【生活環境課】
- 14 地球温暖化対策に関する住民意識の啓発【生活環境課】
- 15 町民・事業者が一体となった環境美化活動の推進<u>(目標:クリーンデー参加率・平成</u> 25年度83%→平成32年度90%)【生活環境課】

第56章 参加と交流で築く開かれたまち【町民参加】

※『第1~5章の全てを実現するための体制づくり』という位置付けとして、第5章と第 6章を入れ替えます。

第1節 参加と交流の促進

≪現況と課題≫

- 〇町民参加による行政の推進は、魅力あるまちづくりを推進していく上で必要不可欠です。
- 〇町民と行政が協力し合いながら共につくる「まちづくりの体制づくり」が必要です。
- 〇広報は、行政情報をきめ細やかに発信することが求められています。
- ○高度情報化社会への対応が求められます。
- ○世代を超えた町民交流も求められています。

≪めざすべき方向≫

- ●地域活動の推進
- ●町民主体のまちづくりのための行政への町民参加の拡大
- ●行政と地域住民との協働体制の確立
- ●町民相互の交流の拡大
- ●きめ細やかな行政情報の発信と情報公開
- ●町民の情報利用環境の向上

- 1 地域コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動などの推進【企画財政課】
- 2 地域のコニュミティ組織などとの協力体制による協働体制の確立【企画財政課、総務課ほか】
- 3 町審議会などへの町民参加の拡大【全課】
- 4 行政情報の積極的な公開【全課】
- 5 パブリックコメント(行政手続における意見公募手続)制度の整備<u>(目標:平成28</u> 年度までに整備)【総務課、企画財政課】
- 6 広く町民の意見を取り込むための広聴制度の充実【企画財政課】
- 7 町民相互の融和のためのイベントの実施【全課】
- 8 行政情報をわかりやすく的確に伝える広報紙づくり【総務課】
- 9 ホームページの内容充実【総務課】
- 10 ケーブルテレビの魅力ある番組放送【総務課】
- 11 効果的な情報発信手段の充実【総務課】
- 12 町民対象の情報化講座などの実施【総務課】

第56章 参加と交流で築く開かれたまち【町民参加】 第2節 健全な行財政運営の推進

≪現況と課題≫

- ○3町合併により新白石町が誕生して10年が経過しましたが、社会経済状況は変化し続け、町民の価値観も多様化し、行政へのニーズはますます広範囲に及び、複雑化、高度 化しています。
- ○行政組織として町民の信頼に応え得る行政運営が求められます。
- 〇合併による普通交付税の優遇措置(合併算定替)は、平成31年度で終了し、さらに人口減少により普通交付税が減少します。
- 〇人口減少による町税の減少が予想されます。
- ○新たな行政需要に対応していくためには、コンパクトで持続可能な行政運営が必要です。

≪めざすべき方向≫

- ●社会情勢に対応した効率的な行政組織の運営
- ●正確で町民の要望に応え得る行政運営
- ●町税などの自主財源の確保
- ●計画的かつ安定した財政運営
- ●選択と集中による目標達成のための積極的な行政展開

- 1 行政サービスの向上【全課】
- 2 適正な行政事務の執行【全課】
- 3 公共施設の適正な維持管理【全課】
- 4 コンプライアンス (法令遵守) の取組推進 【総務課ほか】
- 5 町税、使用料などの適正な賦課収納【全課】
- 6 公金の適正な管理及び運用【会計室ほか】
- 7 監査機能の充実【監査委員事務局】
- 8 地方債現在高の削減【企画財政課】
- 9 将来を見据えた計画的な基金造成【企画財政課】
- 10 過疎地域自立促進特別措置法指定による特例措置の有効利用【企画財政課ほか】
- 11 広域行政の充実【全課】
- 12 他市町との事務の共同化【全課】
- 13 社会保障・税番号制度への対応【総務課ほか】
- 14 白石町人材育成基本方針に基づく職員の人材育成【総務課】
- 15 ICT(情報通信技術)の利活用による行政事務の効率化【総務課ほか】
- 16 行財政改革の推進【企画財政課ほか】
 - (1) 現行の取組の推進

・「第1次改訂白石町行財政改革大綱(目標年次:平成23年度~平成27年度)」及びこれに基づく実施計画とである「白石町行財政改革プラン(目標年次:平成23年度~平成27年度)」の推進と、後継計画などの策定と実践

(2) 町職員の削減

・終身雇用的な職員(町長、副町長、教育長及び指導主事2人の計5人以外の職員) 数の削減

(目標:平成26年3月31日現在284人→平成32年3月31日現在255人)

(3) 公共施設などの適正配置

- ・人口減少に対応するため、総公共施設数、床面積の削減
- ・公共施設など総合管理計画の策定<u>(目標:平成27年度まで)</u>による公共施設の 適正配置
- ・将来の人口推移や財政状況に見合った、計画的な維持管理による長寿命化、統廃 合による集約化、複合施設化、減築、施設更新など、各施設毎の個別計画を策定 (目標:平成32年度)
- ・公共施設の建設、運営などにおける公民連携(PPP)・民間資金などの活用(PFI 方式)などの検討